

居宅サービスにおける出張所等の設置に係る手続について

1 事前協議について

出張所等（以下、「サテライト事業所」という。）の設置については事前協議制とする。

既存の事業所にサテライト事業所を追加設置する場合、設置希望日の1か月前までに松本市高齢福祉課へ協議するものとし、協議時に必要な書類は以下のとおりとする。

なお、新規指定時にサテライト事業所を併せて設置する場合は、指定予定日の2か月前までに協議するものとする。

- (1) 当該サービスに係る付表
- (2) サテライト事業所の位置を示した地図
- (3) サテライト事業所と主たる事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図
- (4) サテライト事業所に係る土地・建物登記、賃貸借契約書
- (5) サテライト事業所に係る平面図、配置図
- (6) サテライト事業所の位置が明示された運営規程
- (7) サテライト事業所の勤務を明示した勤務体制一覧表（参考様式1）
- (8) 主たる事業所とサテライト事業所との間の相互支援体制を示す書類
- (9) サテライト事業所の1か月の延利用者推計数
- (10) サテライト事業所に係る介護報酬算定のための届出書（別紙2）及び体制等一覧表（居宅サービスは別紙1、介護予防サービスは別紙1-2）
- (11) 松本市外に設置を希望する場合はサテライト設置場所を選んだ理由を記載した書類

事前協議先 提出部数：各1部

〒390-0304

長野県松本市丸の内3番7号

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当

TEL：0263-34-3213

FAX：0263-34-3016

2 協議後の手続について

協議の結果、サテライト事業所の設置について了承された場合、以下の書類を協議時の必要書類に加えて、1部提出すること。

- (1) 既存の事業所に新たにサテライト事業所を追加設置する場合
 - ・変更届出書（第3号様式）
 - ※ 既存の事業所を他の主たる事業所のサテライト事業所に移行して設置する場合は、廃止・休止届出書（第4号様式）も提出
- (2) 新規指定時にサテライト事業所を併せて設置する場合
 - ・指定（許可）申請書（第1号様式）
 - ※ 主たる事業所の新規指定申請書類については、申請書類確認票参照